

大江交流室電話交換設備及び電話機器等賃貸借仕様書

第1章

1. 件名 大江交流室電話交換設備及び電話機器等賃貸借
2. 目的 本仕様書は、熊本市中央区役所大江交流室の電話交換設備及び電話機等の更新に伴い、取付設置後、保守点検を行うものとする。なお、業務については総務省が定める電気通信事業法、構内電話交換設備技術基準及び本仕様書各項の規定事項をすべて満たすものとする。
ただし、一般電話機については、現在設置しているものを使用するため、その調整についても行うものとし、それ以外の電話交換設備及び電話機等を交換するものとする。
電話機設置箇所は次のとおり。
3. 納入期限 令和8年(2026年)3月31日
4. 履行場所 熊本市中央区大江6丁目1番85号 熊本市中央区役所大江交流室
5. 履行期間(賃貸借期間及び保守期間) 令和8年4月1日から5年間(60ヶ月)

第2章 機器仕様

1. 機器構成概要及び数量

(1) 機器等数量

機器名	数量	備考
電話交換機本体(音声応答機能) (通話録音機能) ひかり電話オフィスA直収回路	1式	音声応答機能付(通話録音告知ガイダンス) 通話録音機能付(2000時間以上録音可能なもの)
デジタル多機能電話機	2台	
音声応答・通話録音管理用ノートPC	1台	

(2) 回線数と機器等の内訳

	外線 回線数	多機能電話(録音あり)		一般 電話機	備考
		電話機	コードレス		
大江交流室	2	2	-	-	
FAX	1	-	-	-	
合計	3	2	-	-	

大江交流室の一般電話機13台は現在設置しているものを利用し取付をおこなうこと。

2. 電話交換機本体仕様

- (1) 通話路系方式 PCM 時分割方式
- (2) 制御方式 蓄積プログラム制御方式
- (3) 局線応答方式 ダイレクトライン、ダイレクトインライン、PBX ダイヤルイン、フローティングライン付加番号ダイヤルイン
- (4) 構造 自立型スタンドアロン方式

能なこと。(追加により最大4万時間以上録音が可能なこと)

3. 電話機仕様

(1) デジタル多機能電話機

ア) 形状: 表示付卓上型(2台)

イ) フレキシブルキー: 30個以上

ウ) ディスプレイ表示: 日付・時刻表示、漢字・英字・カナ表示(ナビ・ディスプレイ対応)

4. 電話交換機本体及び電話機についての運用補足

- ・ひかり回線収容に対応できる交換機であること。
- ・多機能電話機はナンバーディスプレイ機能対応であること。
- ・1階事務室、児童室の電話機以外は、外線への通話を制限する設定とする。
- ・全通話録音時に録音する旨の告知ガイダンスを流すものとする。

5. 電源装置

(1) 電源 AC100V \pm 10V(50/60Hz)

(2) 蓄電池 停電時通話補償3時間以上とする

第3章 設置関係仕様

1. 電話交換機の搬入、設置及びデータ設定等

- ・電話交換機本体及び蓄電池の搬入、ノートPC設置(耐震、転倒防止対策)及びデータ設定を行うこと。
- ・データの設定については、設定時の組織体系で対応すること。

2. 電話機及び周辺機器の設置、設定、接続等

- ・MDFから各機の島までは既設の配線を利用して、電話機の取付を確実に行うこと。
- ・デジタル多機能電話機、設定後に機能試験を行うこと。
- ・既設の一般電話機の再設置、設定後に機能試験を行うこと。

3. 屋内配線工事等

必要に応じて下記工事を行うこととする。

- ・MDFから主装置への配線及びジャンパ線工事

4. 運用トレーニング

5. 開通時の立ち会い

6. その他

- ・デジタル電話交換機本体、周辺機器用の分電盤ブレーカ、電源ケーブル及びC、D種アース線敷設工事は必要に応じて実施すること。
- ・機器の搬入、据付調整及び梱包材の廃棄等に際して、現場責任者を設置すること。
- ・搬入の際の費用(施設への搬入、据付調整、梱包資材の廃棄等)は全て受託者の負担とする。
- ・取付、設定、機能試験の詳細なスケジュールについては、契約締結後、市職員との打ち合わせのうえ決定するものとする。
- ・新電話交換機更改構築時、既存電話交換機に支障があった場合、受託者が修理を行うこと。

第4章 提出図書

1. 完成図書

設置作業に際して下記の完成図書（2部）及び電子データを提出すること。

- （1）完了届
- （2）施工報告書（作業報告書）
- （3）設置完成図及び写真
- （4）機器検査（試験）成績書
- （5）各機器取扱い説明書

本仕様書に記載された要求要件について具体的かつ分かりやすく説明すること。

第5章 検査及び引渡し

1. 立会検査及び立会試験

主要機器、材料の検査及び試験は、大江交流室職員の立会いのもとで行うものとする。ただし、本市が特に認めた場合には、受託者が提示する機器検査（試験）成績書をもって、これに代えることができる。

2. 検査及び試験の方法

・検査及び試験は、本市の指示に基づいて行うものとする。

3. 検査及び試験の省略

・公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査及び試験を省略する場合がある。

4. 引渡し

・設置作業完了後、機器設備等を正式に引渡すものとする。設置作業完了とは、全ての作業が完了し、所定の性能が確認され、本市の完了検査に合格した時点とする。

5. 経費の負担

・工事に係る検査及び試験の手続き並びにこれらに要する費用については、受託者の負担とする。

第6章 点検保守

- ・今回設置する機器について保守を行うものとする。保守期間は、正式引渡しの日より5年間とする。
- ・機器設置後、6か月に1回以上定期的に保守点検を実施し、消耗部品の交換時期の判定及び交換を行い、本市に報告すること。
- ・保守期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は、受託者の負担で速やかに補修、改造または取替を行うこと。ただし、本市の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。
- ・受託者は保守を他の保守業者に依頼して行うことができるものとする。ただし、保守業者の選定にあたっては、緊急時に迅速な対応ができる業者とし、あらかじめ書面により本市の承認を得ること。

第7章 賃貸借期間終了後の機器の取り扱いについて

- ・賃貸借期間（再リースを含む）終了後、本市の指示に従い速やかに設置場所から撤去すること。
- ・本市データの外部流出を防ぐため、保存された全てのデータを完全に消去すること。
- ・本契約については、賃貸借期間終了後の機器の撤去及びデータの消去に関わる費用も含まれるものとする。

第8章 その他

1. 関係法令等の遵守

- ・本業務の実施にあたっては、法律及びその政令・規則等を遵守し、規格等に準拠するものとする。
- ・受託者（再委託する場合はその相手方も含む）は、本業務履行を通じて知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。本業務の履行にあたる受託者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受託者はその責任を免れない。
- ・受託者（再委託する場合はその相手方も含む）は、本業務データファイル、プログラム、個人情報、その他本業務に関する資料を本業務以外の用に供するほか、複写及び複製をしてはならない。

2. 疑義

本仕様書に明示のない事項及びその他の疑義が生じた場合は、協議のうえ決定するものとする。